

第5期は、
令和7年度から～
令和9年度まで

定住・移住促進制度のご案内

新冠町は定住・移住される方を支援しています！！

新冠町は少子・高齢化や人口流出による過疎化の進行など、人口問題を深刻に受けとめ、産業振興や地域間交流、魅力ある地域づくりなど、さまざまな活性化策に取り組んでいます。

その一つである定住・移住プロジェクトは、『住み続けたい・住んでみたい』魅力ある町づくりを進めることで、定住・移住を促進する取り組みです。

この定住・移住促進制度は、新冠町に住宅を取得し定住・移住される方への支援策で、平成19年度から実施しており、令和7年度から第5期がスタートしております。

(1)定住・移住促進住宅取得奨励金

- 町内に住宅を取得し居住する場合、以下の奨励金を交付します。ただし、住宅の改築（建替え）は対象外です。

- ① **住宅を新築** **100万円**
→ **町内業者で建築した場合 +100万円**
- ② **中古住宅を取得**した場合 **25万円**



- ①については令和7年度～令和9年度に新築したものを対象とします。
- ②については、令和7年度～令和9年度に中古住宅を取得したものを対象とします。

(2)定住・移住促進子育て世代住宅取得支援金

- 町内に住宅を取得し居住する方で、同居する家族に中学生以下の子供がいる場合、以下の区分により支援金を交付します。

- ① 当該年度、中学生以下の子供が**1人居るときは**、固定資産税納付額（土地・家屋）の3分の1相当額を交付
- ② 当該年度、中学生以下の子供が**2人居るときは**、固定資産税納付額（土地・家屋）の3分の2相当額を交付
- ③ 当該年度、中学生以下の子供が**3人以上居るときは**、固定資産税納付額（土地・家屋）相当額を交付

- 住宅の改築（建替え）は対象外とします。
- 令和7年度～令和9年度に住宅を取得した場合に限り、最大5年間支援します。

(3)合併処理浄化槽設置整備事業補助の特例措置

- 規則の附則に特例措置を設け、以下のとおり補助金額を増額します。
- ① 5人槽を設置した場合、現行の39万円に11万円を加えた、50万円を限度に交付
- ② 7人槽以上を設置した場合、現行の47万4千円に12万6千円を加えた、60万円を限度に交付
- 令和4年度～令和8年度に住宅新築、中古住宅を取得したものを対象とします。ただし、住宅の改築（建替え）は対象外です。
- 申請年度の12月末までに浄化槽設置の完了検査を受けなければ対象外です。

**定住・移住促進制度に加えて、住宅に関する各種助成がございます。
詳しくは、お問い合わせ下さい。(令和7年度～令和9年度まで)**

- **中古住宅リフォーム助成制度（中古住宅を取得された方）**
→町内建設業者によるリフォームについて助成があります。
※ 着工前に事前審査が必要です。

- ☐ まずは、定住・移住促進制度事前申請書をご提出ください。
→内定通知が送付された後、各種申請が可能となります。
- ☐ 各種申請書は新冠町ホームページ→申請書ダウンロードからも取得いただけます。

【 ～問い合わせ先～ 】

◎定住移住相談窓口：新冠町役場企画まちづくりグループ
移住定住プロジェクト

- TEL 0146-47-2498 • FAX 0146-47-2600
- <http://www.niikappu.jp>
- E-mail teijyu@niikappu.jp